

NEWS LETTER

2009年5月号 (No.130)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
http://www.ochiaikaikei.com/

全額経費！？それとも、交際費！？

「交際費」が、贈答、謝礼、接待などに該当する経費であることをご存じの方は多いかと思えます。しかし、「交際費」とその他の経費との境界線は？と問われると、あいまいに認識してしまっている方も多いのではないのでしょうか？

今回は、税務調査でもよく議論となる「交際費」の境界線について、整理してみます。

●交際費の不利な点

交際費は、税金計算上、支払額の9割までしか経費となりません。また、年総額400万円までが限度額であり、400万円を超えた部分はその全額が経費として認められません。全額が経費となるわけではないのですね。

●飲食等での5000円基準

取引先や得意先と打合せ等で支払う飲食代金で、1人あたり5,000円以下の交際費については、全額経費となります。

ただし、その飲食等について、次のすべてを記載した書類を会社で保存する事が必要です。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 相手先の会社名、氏名、及びその関係
- ③ 飲食等に参加した人数
- ④ 飲食等の金額と飲食店の名称及び所在地
- ⑤ その他参考となるべき事項

領収書やレシートに必要な事項をもれなく記入し、保存しておくことをお勧めしますが、上記の必要な事項が1つでも欠けている場合は、この基準は適用されず全額交際費となってしまうので注意が必要です。

●福利厚生費との関係

交際費の代表例である金品の贈答、旅行等への支払いでも、次のような場合は「福利厚生費」として経費となります。

- ① 創立記念日等の祝賀会での社員等に対する

宴会費、記念品代等

- ② 慶弔、禍福に際して社員等に対して支給する金品等
- ③ 慰安旅行（旅行期間が4泊5日以内で、社員等の参加割合が50%以上、会社負担分が10万円程度まで）
- ④ 社員等のための会食、演芸会、運動会等のレクリエーション費用

なお、ここで言う社員等とは、社員の親族、退職者及びその親族を含みます。

●広告宣伝費との関係

「福利厚生費」と同様に、次のような場合は「広告宣伝費」として、全額経費となります。

- ① 自社名、自社商品名入りのカレンダー、ティッシュ、うちわ、タオル
- ② 一般の人に対し、抽選による旅行、金品などの提供費用
- ③ 一般の人に対し、製品を試食試飲させる費用
- ④ 一般の人に対する景品の費用
- ⑤ モニター協力への謝礼など
- ⑥ 得意先に対する見本、試供品

●与党税制調査会での決定事項

平成21年4月8日に与党税制調査会にて「交際費」について新たな合意がなされました。

その内容は、交際費の限度額年総額400万円を600万円に引き上げるというものです。

まだ、正式に決まった事ではありませんが、法案化されれば、平成21年4月決算法人から適用開始となるようです。中小企業の営業活動を促進し、景気回復に繋がりたいという政府の考えが見て取れます。

今回紹介した各項目については、細かい規制がある場合もございますので、各担当者にご確認下さい。

(佐藤 卓也)

